

委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、令和7年度いばらきの魅力発信事業【古民家等地域資源を活用したエクスパット向けマーケティング調査】実施業務委託に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（1）委託事業名

令和7年度いばらきの魅力発信事業【古民家等地域資源を活用したエクスパット向けマーケティング調査】実施業務委託

（2）委託業務の内容 仕様書のとおり

（業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、_____円（ただし、消費税及び地方消費税の額 _____円を含む）を超えない範囲で円建てにより乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第5条 甲は、委託業務が終了しその額が確定した後、乙からの請求書を受領してから30日以内に、委託料を支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により前項の期限内に支払がなかった場合は、乙はその請求金額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 本条第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、事業実施のため必要があると認められる金額については、委託料の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払いを請求するときは、概算払請求書（別紙様式1）と所要額見込（別紙様式3）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第6条 契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（業務完了報告）

第7条 乙は、委託業務を完了したときは、業務完了報告書（別紙様式2）と実績報告書（任意様式）を委託業務終了の日から10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県規則第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第8条 甲は、前条の規定により、乙から前条に規定する業務完了報告書を受けたときは、遅滞なく当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、業務完了報告書等について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。

(契約不適合)

第9条 甲は、委託業務遂行中または委託業務完了後において、その委託業務遂行内容または成果品が契約の内容に適合しないものである場合、委託業務遂行中または委託業務完了後にあっては前条の規定による甲の検査に合格した成果品納品後であっても、乙に対し、速やかに是正措置（乙の負担による）を講ずるよう命じることができるとともに、損害を被った場合には、賠償を命じることができる。

(過払金等の返還)

第10条 乙は、概算払を受けた委託料が、前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(業務の変更等)

第11条 甲は、委託業務の内容につき、変更する必要があるときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託事業の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(事情変更による解除)

第12条 甲及び乙は、前条の協議又は承認の結果により、この契約の一部変更又は解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は、既に支払った金額の全額又は一部の返還するものとする。

(契約違反による解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同上第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したときは、何ら催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定による契約の解除があったときは、前条第2項の規定を準用する。

(実施状況の調査等)

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の実施状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(再委託の制限)

第15条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(帳簿等の保存)

第16条 乙は、委託業務に係る経費について、収入額及び支出額を記載し、金額の出納を明らかにした帳簿及び関係書類を整備しておかななければならない。

2 乙は、前項に係る帳簿・書類等を事業完了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の実施に関して、知り得た事実を第三者に洩らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第517号）第66条第2項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 19 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者から不当要求又は納品等への妨害その他の不当介入を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(管轄裁判所)

第 20 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の解釈)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
甲 茨城県知事 大井川 和彦

乙

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受託者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

（適正な管理）

- 4 受託者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

- 5 受託者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 6 受託者は、茨城県の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

- 7 受託者は、茨城県の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

- 8 茨城県は、受託者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。

また、茨城県は必要と認めたとき、受託者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受託者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄)

- 9 受託者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 10 受託者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はそのおそれがある場合は、直ちに茨城県へ報告し、その指示に従うものとする。

なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。